

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う有料放送の受信者保護に関する省令等の整備案」  
に対する意見提出者一覧

計 17 件

(敬称略)

	意見提出者
1	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
2	株式会社倉敷ケーブルテレビ
3	一般社団法人日本民間放送連盟
4	姫路ケーブルテレビ株式会社
5	YOUテレビ株式会社
6	株式会社シー・ティ・ビー・エス
7	日本テレビ放送網株式会社
8	一般社団法人衛星放送協会
9	株式会社ケイ・オプティコム
10	株式会社ベイ・コミュニケーションズ
11	KDDI株式会社
12	九州通信ネットワーク株式会社
13	株式会社ジュピターテレコム
14	個人
15	個人
16	個人
17	個人

**「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う有料放送の受信者保護に関する省令等の整備案」  
に対して提出された意見及び総務省の考え方**

項目	整理番号	案に対する意見	総務省の考え方
○ 省令等全体に対する意見			
	1	今回の制度整備案は、本年5月22日に公布された改正放送法（改正電気通信事業法等に含まれる）における有料放送の受信者保護に関する規定を整備しようとするものであり、概ね妥当であると考えます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛同の御意見として承ります。</li> </ul>
	2	今回の法改正によって、①説明義務の充実、②契約書面交付義務、③初期契約解除制度、④勧誘継続行為の禁止、⑤代理店に対する指導等の義務、の新制度が導入されます。これらに対応するため、既存の有料放送事業者は契約約款の変更・改定、システム改修、説明資料・マニュアルの改定などが必要になる場合があります。新制度の施行前に、関係事業者から十分に意見を聞いたうえで、行政として分かりやすい例示を作成したり、説明会を開催するなど、丁寧に周知・説明を行っていただくよう要望します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、全国の総合通信局等において、有料放送事業者等を対象とした説明会を順次開催中であり、引き続き、丁寧な周知・説明に努めてまいります。</li> <li>また、総務省では、放送法等における有料放送の受信者保護規律の内容及び有料放送事業者等が基本的に遵守すべき事項等を解説するための「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」（案）を作成したところです。同ガイドライン案の策定に当たっては、御指摘の点も考慮に入れつつ、対応しているものです。</li> </ul>
	3	新制度の導入以降も、民間放送事業者の事業運営に支障が生じることのないよう、有料放送事業の実情および事業者の考え方を十分に踏まえて運用されることを要望します。  <b>【一般社団法人日本民間放送連盟】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新制度導入後の運用に関する御意見は、今後の参考意見として承ります。</li> </ul>
	4	今回の整備案については、有料放送の受信者保護に関する規定を整備するものであり、おおむね妥当と考えます。	
	5	ただ、有料多チャンネル放送事業は、現在も普及の過程にあり、加入者獲得のために様々な施策を、適宜適切に実施していくことが、放送事業者、プラットフォーム事業者にとって、重要な課題となっています。つきましては、今後、ガイドラインの制定にあたっては、関係者から十分に意見を聞いたうえで、受信者加入の促進に資するよう様々な施策が行なえるよう柔軟な運用が出来るようにしていただくことを要望します。  <b>【株式会社シー・ティ・ビー・エス】</b>	

項目	整理番号	案に対する意見	総務省の考え方
	6	今回の制度整備案は、本年5月22日に公布された改正放送法（改正電気通信事業法等に含まれる）における有料放送の受信者保護に関する規定を整備しようとするものであり、概ね妥当であると考えます。	
	7	今回の法改正によって、①説明義務の充実、②契約書面交付義務、③初期契約解除制度、④勧誘継続行為の禁止、⑤代理店に対する指導等の義務、の新制度が導入されます。これらに対応するため、既存の有料放送事業者は契約約款の変更・改定、システム改修、説明資料・マニュアルの改定などが必要になる場合があります。新制度の施行前に、関係事業者から十分に意見を聞いたうえで、行政として分かりやすい例示を作成したり、説明会を開催するなど、丁寧に周知・説明を行っていただくよう要望します。	
	8	新制度の導入以降も、民間放送事業者の事業運営に支障が生じることのないよう、有料放送事業の実情および事業者の考え方を十分に踏まえて運用されることを要望します。 <b>【日本テレビ放送網株式会社】</b>	
	9	一般社団法人衛星放送協会は、消費者保護の観点から、今回の「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う有料放送の受信者保護に関する省令等の整備案」について概ね賛同致します。	
	10	当協会と会員の有料放送事業者は、これまでも視聴者保護を念頭におき、有料放送事業の更なる発展、放送文化の向上への寄与を目指し活動してきました。その上で本整備案に関して必要な措置が講じられる際は、有料放送サービスの健全な発展を阻害しないよう、有料放送事業者への過度な負担とならない制度となることを要望致します。 <b>【一般社団法人衛星放送協会】</b>	
	11	本改正について適切なものと判断する。 <b>【個人】</b>	
<b>○ 説明義務の充実関連</b>			
	12	○ 放送法施行規則第175条第6項 事業者が適切な取り組みができるよう、「ICTサービス安	・ 総務省においては、放送法等における有料放送の受信者保護規律の内容及び有料放送事業者等が基本的に遵守すべき事項等を解説す

項目	整理番号	案に対する意見	総務省の考え方
		<p>心・安全研究会 消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG 議論の取りまとめ」のとおり、具体的な優良事例・不適切事例について、ガイドラインで記載されることを要望します。</p> <p style="text-align: center;"><b>【九州通信ネットワーク株式会社】</b></p>	<p>るため、「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」(案)を作成したところです。</p> <p>同ガイドライン案では、「適合性の原則」に係る具体的な優良事例・不適切事例について記載しているところです。</p>
<b>○ 書面交付義務の導入関連</b>			
	13	<p>○ 放送法施行規則第175条の2第1項 事業者が適切に対応できるよう、「ICT サービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG 議論の取りまとめ」のとおり、書面の記載・交付の方法の優良事例も含め、書面に最低限記載すべき事項等についてガイドラインで記載されることを要望します。</p> <p style="text-align: center;"><b>【九州通信ネットワーク株式会社】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省においては、放送法等における有料放送の受信者保護規律の内容及び有料放送事業者等が基本的に遵守すべき事項等を解説するため、「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」(案)を作成したところです。同ガイドライン案では、書面の見本例の掲載等により、記載事項及び記載・交付方法について解説しているところです。</li> </ul>
	14	<p>今回の省令案の策定にあたり、弊社は単独または日本ケーブルテレビ連盟と共同で事業者の運用の実態について説明させていただきましたが、都度、丁寧なご対応をいただいたことに、まず感謝申し上げます。特に、書面の交付義務の検討にあたっては、お客様と事業者との理解に齟齬が生まれる可能性が極めて少ないような契約、例えば「法人契約」、「都度契約」、「受信設備の数の変更契約」、「放送番組(チャンネル)の変更・追加契約」等について、書面交付を適用除外と定められたことは、実際の運用の実態をご理解いただいたものとして、賛同いたします。</p> <p>なお、弊社グループにおいて、仮にオプションチャンネルの追加変更等まで書面の交付の対象となった場合、弊社のコスト負担の問題だけでなく、諸手続きが煩雑になりお客様にとっても利便性を損なう恐れがあると考えております。</p> <p style="text-align: center;"><b>【株式会社ジュピターテレコム】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛同の御意見として承ります。</li> </ul>
<b>○ 初期契約解除制度の導入関連</b>			
	15	<p>初期契約解除制度が、濫用されますと、有料多チャンネル放送事業者にとっては、ビジネスモデルの根幹を揺るがすことも危惧されますので、濫用防止のための配慮もお願いしたいと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省においては、放送法等における有料放送の受信者保護規律の内容及び有料放送事業者等が基本的に遵守すべき事項等を解説するため、「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」(案)を作成したところです。同ガイドライン案では、意図的に契約と解除</li> </ul>

項目	整理番号	案に対する意見	総務省の考え方
		<p align="center"><b>【株式会社シー・ティ・ビー・エス】</b></p>	<p>を繰り返す受信者等に対し、有料放送事業者が役務提供を一定期間留保等したとしても、正当な理由がある場合は、役務提供義務に違反しない旨を記載しています。</p>
	16	<p>利用者間の公平性の確保やルール濫用の防止の観点等から、サービス利用料のほか、工事費用、撤去費用、初期費用等の事務手数料について、事業者が利用者に対価請求できるものとするについて賛同いたします。</p> <p>工事費用について、サービス提供に必要な工事に現に要した費用については対価請求できるものと思われませんが、有線一般放送サービスの契約において、回線引込工事に必要な事前の宅内調査工事等を初期契約解除期間に行った場合には、その宅内調査工事等にかかる費用についても対価請求できるものと考えており、この点について総務省殿の見解を確認させて頂きたいと考えます。</p> <p align="center"><b>【株式会社ケイ・オプティコム】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賛同の御意見として承ります。</li> <li>・ 有料放送の役務の提供に必要な工事に現に要した費用の額については、その算定の方法をあらかじめ契約約款等に定め、かつ、インターネットの利用その他の方法により公表している場合に限り、請求できます。</li> </ul>
	17	<p>初期契約解除の制度の検討にあたり、契約及び契約解除で生じる工事の費用やサービスの対価（工事費、手数料、従量課金など）に対し、事業者が一方的に負担することなく事業者からの請求権を認めていただいたことは、利用されるお客様の公平性及び事業者のサービス提供の実情に配慮いただいたものとして高く評価し賛同いたします。</p> <p>仮に初期契約解除制度を逆手にとって、例えば契約解除可能期間内に大量に通話を繰り返したり、見たい映画を視聴し直ぐに解約をするといった、悪質なユーザも懸念される所です。こうした悪質なユーザに対し、事業者がサービス提供等にかかる費用を請求できない場合、それに要する費用は最終的には他のお客様が負担することとなり、利用者の公平性の観点からも好ましくありません。</p> <p align="center"><b>【株式会社ジュピターテレコム】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賛同の御意見として承ります。</li> </ul>
<p><b>○ 勧誘継続行為の禁止関連</b></p>			
	18	<p>勧誘継続行為の禁止については、「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準及びガイドライン」（電気通信サービス向上推進協議会）において、利用者が再勧誘を拒否する旨を示されたときは当面の間勧誘を行わないことや、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御指摘の勧誘継続行為の禁止については、総務省が放送法等における有料放送の受信者保護規律の内容及び有料放送事業者等が基本的に遵守すべき事項等を解説するために作成した「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」（案）において具体例を記</li> </ul>

項目	整理番号	案に対する意見	総務省の考え方
		<p>利用者がサービスを指定して勧誘を拒否された場合は他のサービスの勧誘まで禁止されるものではない旨が規定されています。</p> <p>総務省殿において再勧誘禁止に関するガイドラインを作成される際には、既に業界団体の自主基準を踏まえた対応を行っている事業者への影響にもご配慮いただき、業界団体の自主基準に沿った内容にさせていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【株式会社ケイ・オプティコム】</b></p>	<p>載しているところですが、慎重に対処することが重要であり、ある一定期間後に同様の勧誘を行う場合は、例えば相手方の意思の確認を行うことが適切と考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• なお、電気通信サービス向上推進協議会の自主ガイドラインの内容も認識した上で同ガイドライン案を作成しているところです。</li> </ul>
<b>○ 代理店（媒介等業務受託者に対する指導等の措置）関連</b>			
	19	<p>今後総務省殿において策定されるガイドラインにおいて、代理店等が独自に提供するオプション等について、有料放送事業者が代理店等に対して書面の交付を担保する措置の記載を検討されるものと認識しております。</p> <p>その際、代理店等が独自に提供するオプションのうち、そのオプションへの加入が有料放送事業者の提供する電気通信サービスへの加入や料金割引のための必須条件ではなく、利用者が自らの意思で個別に申し込むものについては、有料放送事業者が代理店等に対して書面の交付を担保する必要がないものとして整理いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【株式会社ケイ・オプティコム】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 総務省においては、放送法等における有料放送の受信者保護規律の内容及び有料放送事業者等が基本的に遵守すべき事項等を解説するため、「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」（案）を作成したところです。同ガイドライン案は、オプションサービスに関する有料放送事業者の対応を記載していますが、消費者が自らの意思で個別に申し込むか否かで事業者の対応を区別することはしていません。</li> <li>• なお、そもそもオプションサービスは消費者が自らの意思で個別に申し込むものであると認識しています。</li> </ul>
	20	<p>代理店が独自に提供するキャッシュバックなどのオプションについては、電気通信事業者での把握が困難なことから、「ICT サービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG 議論の取りまとめ」のとおり、代理店への指導措置での対応が適切と考えます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【九州通信ネットワーク株式会社】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 賛同の御意見として承ります。</li> <li>• なお、本整備案においては、有料放送事業者が代理店に対し、媒介等業務の手順等に関する文書（マニュアル等）を作成・配布することを規定しています。また、総務省では放送法等における有料放送の受信者保護規律の内容及び有料放送事業者等が基本的に遵守すべき事項等を解説するため「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」（案）を作成したところですが、同ガイドライン案においては、代理店が独自のオプションを提供する場合にはその内容を記載した書面を交付するといった手段を手順等に関する文書に定めることが必要である旨を記載しています。</li> </ul>
<b>○ 経過措置に関する要望等</b>			
<b>（書面交付義務に関する経過措置）</b>			

項目	整理番号	案に対する意見	総務省の考え方
	21	<p>本条の改正趣旨については、電気通信事業に関する現状の苦情・相談件数の状況を踏まえると理解できます。</p> <p>しかしながら、ケーブルテレビ業界については、500社程度の事業者が存在し、その事業規模や業務環境は多岐にわたります。また、日本ケーブルテレビ連盟の会員事業者の中には、自治体経営による事業者が70自治体ほど存在し、今般の改正法に伴う予算措置はできていない状況にあります。一方、大規模事業者にとっては一定のシステム変更が発生しますし、多くの事業者は契約関連書面の制作を概ね限られた外部業者に委託していることから、当該外部業者においての各社毎のカスタマイズに応じた書面変更には多くの時間が必要になります。</p> <p>こうした状況から、書面交付の履行については、省令の改正及びガイドラインの改訂が完了する平成28年1月当初から改正法施行までの約5カ月では、改正法令を遵守できる体制が整いません。</p> <p>そこで、一部の経過措置に加え、書面交付義務そのものについて施行後半年間の猶予を頂きたいとお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>書面交付義務は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の公布後1年以内の施行（平成28年5月21日）が法定されているものであり、これを省令により包括的に延期することは、法制上困難であるとともに、有料放送分野における消費者保護ルールを速やかに導入することが重要であると考えています。</li> </ul>
	22	<p>電気通信事業法第26条の2（放送法第150条の2）契約書面の交付義務に対し本条の改正趣旨については、現状の苦情・相談件数の状況を踏まえ理解するが改正に対応するシステム変更、変更に必要な予算確保、限られた外部委託業者への集中等により施行までの期間では体制が整わないため、書面交付義務について施行後半年間の猶予をお願いする。</p> <p style="text-align: center;"><b>【株式会社倉敷ケーブルテレビ】</b></p>	
	23	<p>この度の本条改正につきましては、現在の電気通信事業を取り巻く環境や、電気通信事業に関する苦情・相談件数の状況から考えますと、充分理解できる内容であり、むしろ、電気通信業界の本来あるべき姿であると認識いたしております。電気通信業界の現状は、近年、急速に進む商品の多様化や、より充実した顧客サービス</p>	

項目	整理番号	案に対する意見	総務省の考え方
		<p>を目指す中で、日々の業務は多岐にわたり、業務そのものが増加していくという傾向が継続している状況にあります。</p> <p>この度の改正が、電気通信事業の向かうべき方向であることは充分理解できますが、現在のシステムのままであることは到底対応出来得る内容ではなく、例えば、顧客管理システムの改修等、想像以上の時間と労力、費用を要することが予想されます。</p> <p>その対応全てが、現段階ではゼロベースであり、まさにこれから準備をスタートするという状態ですので、今現在は、改正趣旨を正確に理解し実行に移せるようになるまでに、どのくらいの時間が必要かの計算もままならないというような段階です。</p> <p>最も大切なことは、利用者(受信者)の皆様にご安心・ご満足をいただくことであるのはもちろんのこと、その為にはそれぞれの電気通信事業者がより確かな形で法改正に対応することであり、そのことが電気通信業界の健全な発展に繋がるものと確信いたします。</p> <p>しかしながら、上記申し述べましたような状況から、平成28年5月施行のタイミングであらゆる環境を整え直すことは、甚だ困難であると考えられ、ここに、さらに出来得る限りの緩やかな経過措置を要望いたしたく存じます。</p> <p>最後に、あえて1点、具体的な要望を申し述べますと、書面交付の履行につきまして、一部の経過措置に加え、書面交付義務そのものについても、法施行後一年間程度の猶予を頂きたいようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【姫路ケーブルテレビ株式会社】</b></p>	
	24	<p>本条の改正趣旨については、電気通信事業に関する現状の苦情・相談件数の状況を踏まえると理解できます。</p> <p>しかしながら、ケーブルテレビ業界においては顧客管理システムのベンダーが限られているうえ、局ごとに仕様が異なるため、各社毎のカスタマイズに応じた書面変更には多くの時間が必要になります。</p>	

項目	整理番号	案に対する意見	総務省の考え方
		<p>こうした状況から、書面交付の履行については、省令の改正及びガイドラインの改訂が完了する平成28年1月当初から改正法施行までの約5カ月では、改正法令を遵守できる体制が整いません。</p> <p>そこで、一部の経過措置に加え、書面交付義務そのものについて施行後半年間の猶予を頂きたいようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【YOUテレビ株式会社】</b></p>	
	25	<p>書面交付の履行にあたっては、大掛かりなシステム改修が必要となることから、改正法の施行後、6ヶ月程度の猶予期間を設けていただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【九州通信ネットワーク株式会社】</b></p>	
	26	<p>本条の趣旨については、利用者（特に高齢者）の保護ならびにケーブルテレビ業界の信頼性向上のためにも、必要な措置であると理解いたします。</p> <p>しかしながら、書面交付の実施について、現状の業務フローとの摺合せ、更にはそれに伴う業務システムの変更等に相当の時間とコスト負担が必要となります。</p> <p>そのため、改正法施行までの約5カ月（5月）では、それに対応した運営体制を整備することは困難な状況です。</p> <p>つきましては、書面交付義務の施行後、2016年12月末までの猶予期間を設けて頂きたい、何卒お願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【株式会社ベイ・コミュニケーションズ】</b></p>	
	27	<p>本条の改正趣旨については、電気通信サービスに対する消費者からの苦情・相談が数多く寄せられている状況から、お客様との契約内容について適切にご理解いただくことの必要性は弊社としても理解しており、弊社グループとしてもこれまで都度改善を図ってきたところです。今回の法改正により、なお一層適正な運用に向け、対処する所存でおります。</p> <p>一方、弊社グループは現在約500万世帯のご契約者にサービスを提供しており、改正法令等に適切に対応するためにはシステムの改修が不可欠であり、その改修作業にはあ</p>	

項目	整理番号	案に対する意見	総務省の考え方
		<p>る程度の期間が必要となります。</p> <p>本年5月に改正放送法が成立した時点から、弊社としてもシステム改修の必要性は認識しておりましたが、実際にシステムを改修するにあたっては、詳細な要件が定まらなると実質的な作業を開始することができません。</p> <p>省令改正案が提示されたのは11月下旬であり、まだパブリックコメント等による修正の余地もある状況であること、さらに今後ガイドラインの策定も想定される状況においては、法律で定める施行日の期限までにシステム改修を終え、その上で実際の運用まで落とし込むことは容易ではありません。</p> <p>弊社グループとしては全力で対応作業を進める所存ですが、施行後にお客様に迷惑をおかけすることなく、改正法令等に適正に対処する観点から、書面交付義務そのものについては、施行後半年間程度の経過措置を要望します。</p> <p style="text-align: center;"><b>【株式会社ジュピターテレコム】</b></p>	
		<p><b>(省令等全体の経過措置)</b></p> <p>28 法改正に伴い導入される書面交付や初期契約解除については、事業者の業務システムの大規模な改修が必要となります。事業者の業務システムには、汎用的なパッケージソフトではなく事業者毎の独自開発システムが用いられている事が多く、その改修には専門性の高いエンジニアを確保する必要があります。このため、コストやマンパワーをかけて改修期間を短縮することには一定の限界があることをご理解いただきたいと思います。省令の改正やガイドラインの改定が完了する1月から改正法施行までの約4ヶ月間という期間では、システム改修が間に合わずに改正法令を遵守できる体制が整わない事業者が現れることは十分に想定されます。</p> <p>事業者の対応の足並みが揃わない場合には消費者への混乱をもたらすことが予想されることから、システム改修が必要な契約書面の交付や初期契約解除制度の導入について、法施行日から例えば半年程度猶予する経過措置を導入いただくことを要望いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>書面交付義務等の電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）により導入される新しい規律・制度は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の公布後1年以内の施行（平成28年5月21日）が法定されているものであり、これを省令により包括的に延期することは、法制上困難であるとともに、有料放送分野における消費者保護ルールを速やかに導入することが重要であると考えています。</li> </ul>

項目	整理番号	案に対する意見	総務省の考え方
	29	<p style="text-align: center;"><b>【株式会社ケイ・オプティコム】</b></p> <p>(要旨)  受信者保護に関する新たな法令を遵守するために、事業者が生ずる一定のシステム開発に要する期間を十分考慮いただきたい。ついては、附則において、制度の適用を施行日から1年程度ご猶予いただく経過措置を規定していただきたい。</p> <p>(本文)  今回の書面交付義務、初期契約解除制度の導入といった新たな法令改正に対応するためには、販売方針や販売方法、販売にかかるオペレーション等を見直す必要があるのみならず、この見直しに伴い情報システムを開発する必要があります。一般的に情報システムの開発には、事業規模の大小に関わらず、大まかに要件定義、設計、製造、テスト等の工程があり、このような見直しを伴う場合、詳細な仕様の検討から竣工まで概ね1年程度の開発期間を要することも少なくありません。</p> <p>他方、情報システムの開発の起点となる要件定義・仕様検討に必要な省令等の骨子は公になったものの、改正放送法施行規則の施行期限（平成28年5月21日）を考慮すると、極めて短い期間で対応しなければならず、最終的にはお客様対応における混乱等につながる懸念がございます。</p> <p>受信者が安心して有料放送サービスをご利用いただくための受信者保護の規律であるからこそ、事業者が新たな法令を着実に遵守できるよう、事業者のシステム開発に要する期間を十分考慮いただきたく存じます。</p> <p>ついては、附則において、制度の適用を施行日から1年程度ご猶予いただく経過措置の規定について、ご検討いただきますようお願い申し上げます。加えて、弊社におきましては、放送サービスは電気通信サービスの販売現場と同一のケースも存在することから、お客様対応における混乱等を回避するためにも、放送法改正と電気通信事業法改正の制度適用時期を同一としていただきますようお願い申</p>	

項目	整理番号	案に対する意見	総務省の考え方
		<p>上げます。 【KDDI株式会社】</p>	
○ その他			
30		<p>今回の省令案が適用されることにより、悪質な有料放送事業者への行政処分が行われる事を望みます。</p> <p>某CATV事業者は、信号受信環境の確認と称するCATV回線の点検の際に、信号確認作業終了後延々と自社のサービス加入の勧誘を行うという非常識な点検商法を行っています。インターネット上にもこのようなやり方に対し苦情があふれており、国民生活センターへの通報も行ってはいますが一向に改善される兆しがありません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>改正放送法施行後も引き続き、適切な法執行により、有料放送の受信者保護に努めてまいります。</p>
31		<p>NHKの受信契約において集合住宅でBS受信設備が導入されているが、居住者がTVのBS入力端子に接続をしないとBS放送は受信不可能であるのに衛星受信契約を結ぼうとするのは有料放送の受信者保護に関する省令に反するのではないのでしょうか？</p> <p>視聴者が明確に契約を結ぶ意思を確認する義務は有料放送契約を締結するNHKにも適用されるべきではないでしょうか？</p> <p>以上の意見は2007年頃から問題提起がされています。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見については今回の意見募集の範囲外ですが、今後の参考とさせていただきます。</p>
32		<p>携帯電話の通信料に関して、長年にわたり不適當に高い金額を払わされており不満に思っていたところ、ようやく行政が動き出してきて良かったです。端末を長く使いキャリアの乗り換えも行わない人にとっては、頻繁に機種変更をする人やキャリアの乗換えを行う他人の端末代金を負担させられているような物で、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの3社は不誠実な料金設定で莫大な利益を得ており消費者利益を阻害しています。通信会社はショップ代理店システムを廃止して通信サービスのみを提供し、端末は全てSIMフリー端末にし小売店にて行うべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見については今回の意見募集の範囲外ですが、今後の参考とさせていただきます。</p>